

地域森林計画樹変更（案）に対する意見等

令和5年11月30日
福島県森林計画課

「地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果
 - (1) 縦覧及び意見募集期間 令和5年10月17日～11月16日（31日間）
 - (2) 意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 関係市町村長 意見はありませんでした。
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。
- 4 東北経済産業局長 意見はありませんでした。
- 5 県の関係部局 意見はありませんでした。
- 6 森林審議会委員からの事前意見 意見はありませんでした。

【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- [略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について（平成3年7月25日付け 3林野計第294号）

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。（略）

森林法の運用について（昭和37年11月14日付け 37林野第2349号）

- 1 森林法（以下「法」という。）第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。